

上 京 区 防 災 会 議 規 約

(目的)

第1条 上京区防災会議（以下「本会議」という。）は、上京区の地域に係る災害対策の円滑な推進と有機的な運営を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 本会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害危険箇所の調査等災害予防に関すること。
- (3) 災害発生時における災害情報の収集、伝達（連絡）、避難の勧告、指示及び避難所の開設等災害応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 自主防災体制の推進に関すること。
- (6) その他上京区における災害対策実施に関すること。

(構成)

第3条 本会議は、区長及び副区長（地域力推進室長、市民総合窓口室長、健康福祉部長、子どもはぐくみ室長）並びに次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 上京区役所
総務・防災課長
- (2) 上京区における本市機関
 - ア 上京消防署長
 - イ 上京消防団長
 - ウ 北部土木みどり事務所長
 - エ 東部まち美化事務所長
 - オ 交通局西賀茂営業所長
 - カ 上下水道局北部営業所長
 - キ 上下水道局きた下水道管路管理センター所長
 - ク 小学校校長会上京支部長
 - ケ 中学校校長会北・上支部上京区代表
- (3) 本市以外の関係機関
 - ア 上京警察署長
 - イ 京都府京都土木事務所長
 - ウ 日本郵便株式会社西陣郵便局長
 - エ 大阪ガスネットワーク株式会社京滋事業部長
 - オ 関西電力送配電株式会社京都本部京都配電営業所長
 - カ N T T 西日本株式会社京都支店設備部長
 - キ 社会福祉法人京都市上京区社会福祉協議会事務局長
- (4) その他特に区長が必要と認める者

（議長及び副議長）

第4条 本会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は区長とし、副議長は副区長（地域力推進室長）とする。

3 議長は、会務を総括する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議の招集）

第5条 本会議は定期、又は必要に応じて議長が招集する。

（防災活動計画）

第6条 本会議は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、上京区防災活動計画を策定する。

2 上京区防災活動計画は、防災関係機関の分担任務及び第2条に規定する所掌事務の具体化に関して定める。

（報告）

第7条 議長は、本会議における協議の結果で重要なもの及び上京区防災活動計画について、消防局長に報告する。同計画を修正した場合も同様とする。

（庶務）

第8条 本会議の庶務は、上京区役所において行う。

附則

この規約は、平成11年7月27日から施行する。

附則

この規約は、平成14年7月22日から施行する。

附則

この規約は、平成15年6月27日から施行する。

附則

この規約は、平成16年6月11日から施行する。

附則

この規約は、平成17年6月9日から施行する。

附則

この規約は、平成18年6月19日から施行する。

附則

この規約は、平成19年9月11日から施行する。

附則

この規約は、平成20年7月9日から施行する。

附則

この規約は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この規約は、平成22年6月15日から施行する。

附則

この規約は、平成23年6月24日から施行する。

附則

この規約は、平成24年6月21日から施行する。

附則

この規約は、平成27年6月24日から施行する。

附則

この規約は、平成28年5月24日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 7 月 4 日から施行する。

附則

この規約は、令和 2 年 7 月 21 日から施行する。

附則

この規約は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、令和 4 年 7 月 25 日から施行する。

附則

この規約は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。

附則

この規約は、令和 6 年 6 月 12 日から施行する。

附則

この規約は、令和 7 年 6 月 12 日から施行する。

附則

この規約は、令和 8 年 6 月 11 日から施行する。